

備、撫治站戸獲安、尙致逃竄、例斷必致、罪及提調官吏云々』と、至大四年八月に至りては路府州縣の提調正官なるものを選用して、從來の達魯花赤に代らしめしか、之も延祐七年十一月に至りて、再たひ達魯花赤の任に復しぬ、以上はもとより大體の記述に止とまり、站官の員數等微細の點に至りては、煩を恐れて省略に従かへり、たゞ驛務の執掌に關して注意すべきものは、已述各驛の札木臣、兀刺阿臣の外（支那史籍には此等の名は種々の形を以て現はる或は站官と稱するものゝ中にふくませ、或は驛令、提領といひ、或は頭目、攢典等といひ、終始一ならず）脱脱禾孫なるものなりとす、元史站赤篇に『又置脱脱禾孫於關會之地、以司辨詰』と云へり、諸方往來の官人使節の間々其行旅を便にせんか爲に、規定せられたる特權以外に種々の利便を得んとし、或は馬匹の數を増し、或は糧食の額を貧ほり、甚たしきに至りては牌面文字を所持せず、或は正式の手續を経すして驛傳によるものある等の弊害頻々として生しぬ、茲に於てか、關會樞要の地に脱脱禾孫を置きて、行旅者の違令なきやを檢閲するの任に當らしめぬ、而して脱脱禾孫は他の驛站諸官の變改數次の間、獨り終始一貫之を存置したるものにして、屢々制して其盤問を怠るなからしめき、而して關會の地時に脱脱禾孫を缺く時は、總管府をして代りて之を辨詰せしめしこと、世祖の至元九年八月の制に記する所なり。

使臣の往來に關しては、附與せられたる文字牌面によりて、各々相當の支給を受け、其行を續くること漠北の當時と異ならずと雖、其間また沿革の尋つぬべきもの存す、世祖の至元八年正月中書省の議に曰く『鋪馬劄子、初用蒙古字、各處站赤、未能盡識、宜繪畫馬匹數目、以省印覆之、庶無疑惑』（元史兵志）と、よりて命して、今より後給與する馬匹の數を標附して中書省の印を鈐し、一方之を使人に給すると共に、他方之を記録保存することとなせ